

2024年3月25日
No.2023-053

多死社会で増加する相続をめぐる課題

— 家族・社会の変化を踏まえた対応を —

調査部 主任研究員 下田 裕介

《要 点》

- ◆ 人口減少が進むわが国では、出生数の減少による少子化の一方で、死亡者数が過去最多を記録する「多死化」も進行。足元では、高齢者のうち75歳以上の割合が上昇しており、今後も多死化が進む見通し。
- ◆ 多死化が進む「多死社会」においては、相続が増加。今後のわが国全体でみた年間の相続資産額を試算したところ、足元の約46兆円から、2030年には48.8兆円、2035年には50.4兆円、2040年には51.0兆円と拡大する見込み。
- ◆ 一方、社会的な価値観とともに親子や家庭のあり方も変化しており、親と同居しない子どもや、子どもを持たない、一人住まいの高齢者も増加。今後の多死社会において、金融機関や政府自治体は、相続に関する以下の課題へ対応が必要。
 - ① **相続資産の地方から三大都市圏への移転増加**
今後は、親が地方、子が都市部に住む場合など、相続資産（動産）が地方から都市圏へと移転するケースが増加する見込み。被相続人の親と取引のある地方銀行と、相続人の子と取引のある都市銀行が連携するなどして、親と子のセットで、遺言代用信託をはじめとする金融サービスを提供する視点が重要。
 - ② **相続した家屋・土地の放置による空き家の増加**
同様に、親子が別居のケースでは、相続した家屋や土地などの不動産が利用されず、地方を中心に空き家が増加する可能性大。空き家抑制に向けては、金融機関と自治体の連携を通じた、リバースモーゲージ型の住宅ローンの取り組み拡大や、官民連携による空き家バンク拡充による売買マッチング最適化、政府による相続土地国庫帰属制度の使いやすさ改善、などに取り組むことが重要。
 - ③ **遺贈寄付への関心拡大**
相続人の不在や社会貢献意識の高まりを背景に、遺贈寄付への関心が高まる一方、手続きや使い道についての不安あり。手続き面では、金融機関が、遺贈寄付に係る支援の窓口となる団体や自治体とのネットワークを拡大し、顧客への情報提供の充実などに取り組むのも一案。また、使い道については、寄付先団体の透明性確保に向けて、認証制度などの情報を金融機関や支援団体が積極的に提供することが重要。

本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・下田 裕介宛にお願いいたします。

Tel : 080-3454-9204

Mail : shimoda.yusuke@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。

<https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/>

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

1. はじめに

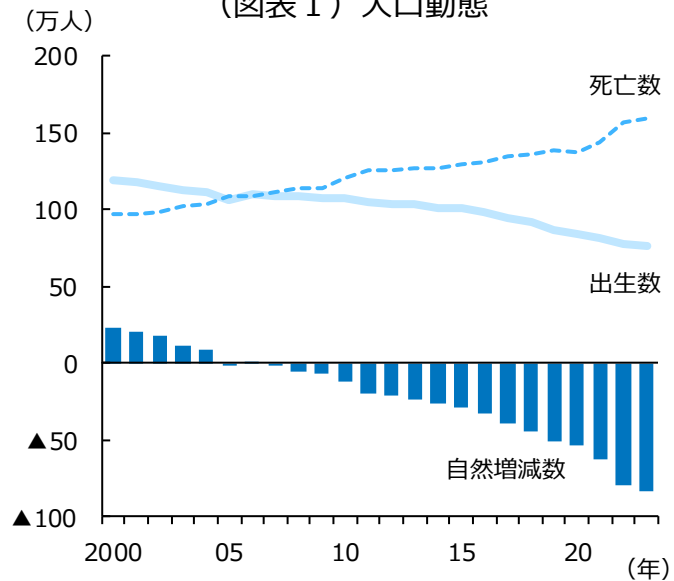
厚生労働省が今年2月に公表した2023年の人口動態統計（速報）によると、わが国の人口の自然増減数は▲83.2万人と過去最大の減少幅となった（図表1）。背景として、出生数が初めて80万人を割り込むなど「少子化」が加速している一方、死亡数が159万人と3年連続の増加で過去最高となり、多くの高齢者が亡くなる「多死化」が進んでいることも指摘できる。

近年は、高齢者の死亡数の増加に伴い相続の件数も増え、それに関する課題も多くなっている。弁護士・法律ポータルサイトを運営する弁護士ドットコムでは、相続に関する年間の法律相談件数が2022年まで

の10年間で3倍以上増えており、相続以外の相談も含めた全体の件数の伸びの2倍を上回る¹。相続・被相続はいずれも、往々にして個人の生涯における大きなイベントの一つである。

そこで本稿では、多死化が進行する「多死社会」における死亡数の先行きを展望したうえで、わが国で想定される相続に関する注目点を整理し、それを踏まえての課題と求められる対応の方向性について考察する。

（図表1）人口動態



（資料）厚生労働省「人口動態統計」
 （注）2023年は速報値。

2. 高齢者の死亡数の先行き

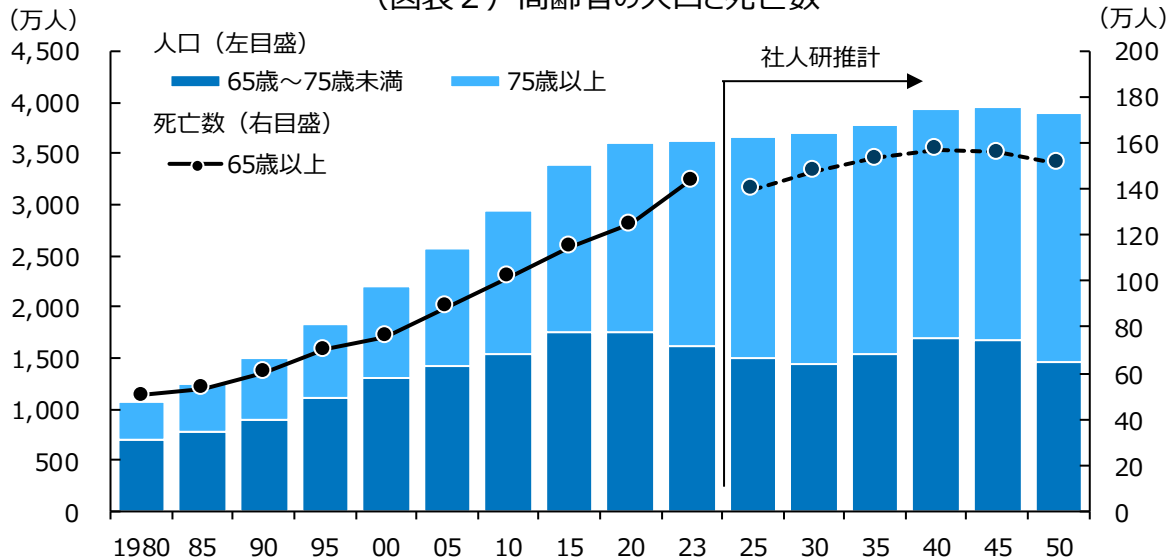
わが国では、高齢者の増加を背景に、1990年代に入ってから死亡数の増加基調が明確化した（図表2）。65歳以上の高齢者数は、1990年から2023年にかけて+2,131万人増えており、これは、1957年から1990年までの同じ期間の増加数（+999万人）の2倍超である。

足元にかけては高齢者数の増加に一服感がみられる。もっとも、高齢者の年齢別の内訳をみると、65歳以上人口のうち75歳を超える高齢者の割合は、1980年代の30%台半ばから、足元では55.4%と半数を超すまでに高まっており、「高齢者が高齢化している」状況にある。

国立社会保障・人口問題研究所の将来の人口推計によれば、この動きは2030年にかけて続き、同年に75歳以上の高齢者の割合は61.2%まで高まると見込まれている。こうした状況を踏まえると、わが国では、今後、高齢者数の増勢が鈍化するなかでも、2040年にかけて死亡者数が増える多死化がさらに進むとみられる。

¹ 「弁護士ドットコム、相続の専門サイト 高齢化で相談増加」、日本経済新聞電子版、2023年8月2日。

(図表2) 高齢者の人口と死亡数



(資料) 総務省「人口推計」、厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」
(注) 人口は総人口で、各年10月1日時点。ただし、2023年は概算値。将来人口の推計は「出生中位（死亡中位）」。

3. 「多死社会」における相続に係る注目点

多死化が進行する多死社会においては、相続への関心が高まると予想される。以下では、今後の相続動向をみるうえで注目すべきポイントを整理する。

(1) マクロでみた相続資産の拡大

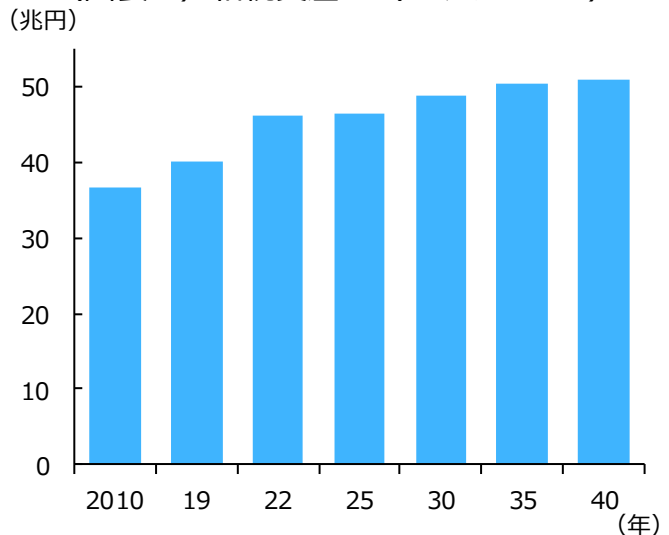
わが国では、若年・中堅層と比べて高齢者の方が多くの資産を持つ傾向にある。今後、多死化が進むことで相続の件数は増加していくと考えられる。では、一体どの程度の額の資産が相続されることになるのだろうか。

立岡（2012）は、総務省「全国消費実態調査（現「全国家計構造調査）」、内閣府「国民経済計算報告」などを基に、2010年の死亡数から年間で約37兆円の資産が相続されると試算している。本稿ではこの試算を基に、一定の前提を置いたうえで、国立社会保障・人口問題研究所の将来の人口推計などを用いて、中長期のわが国の相続資産額をシミュレーションした。

その結果、相続資産は足元の約46兆円から、2030年には48.8兆円、2035年には50.4兆円、2040年には51.0兆円と拡大していくと見込まれる（図表3）。

このように、多死社会のわが国においては、相続の件数・資産総額が拡大することにより、相続資産の移転などが与える経済・金融面へのインパクトが大きくなるとみられる。

(図表3) 相続資産額（シミュレーション）



(資料) 厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、日本総研「相続資産額の規模は年間約37兆円」などを基に日本総研作成

(2) 変化する親子、家庭のあり方

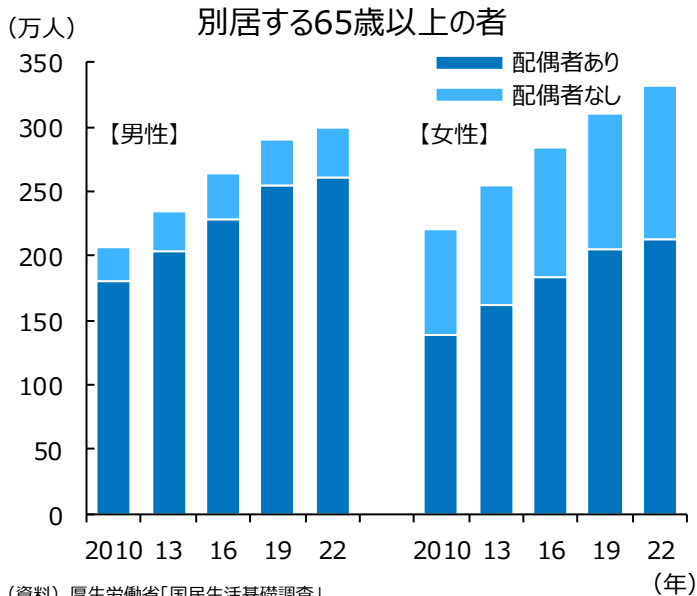
高齢者の死によって相続が発生した場合、例えば、その高齢者に子どもがいれば相続人の一人となるが、親子や家庭を取り巻く環境は以前と比べて変化している。

第1に、子どもが親と同居しないケースが増えている。65歳以上の高齢者のうち、子どもが同じ市区町村より離れた場所で暮らしている人は、2010年から2022年にかけて男性が207万人から300万人に、女性が221万人から332万人に増加している(図表4)。人口比でみた割合も緩やかながら上昇傾向にある。現役世代でも、かつては生まれ育った故郷で長く生活を送ることがあったが、近年はそれ以上に、よりよい生活水準や雇用先を求めて都市部に移り住むケースが増えている。加えて、子どもにとっての教育環境がよいと考える人が多いことも、都市部での生活を選ぶ理由の一つと考えられる。また、資産承継や親の老後の世話などの面から「子が親と同居するのは当然」といった親子関係に関する昔ながらの価値観が大きく変化している点も指摘できる。

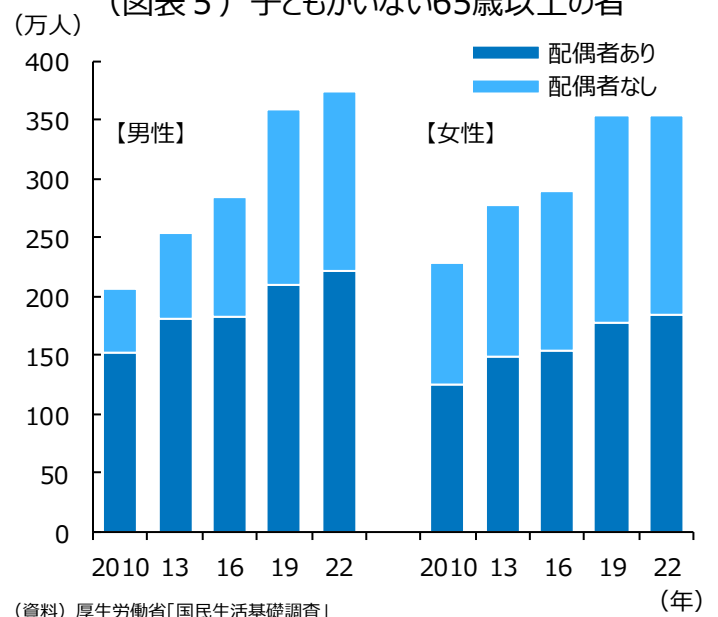
第2に、そもそも子どもを持たないケースも増えている。同じく65歳以上の高齢者のうち、子どもがいない人は、2010年から2022年にかけて男性が206万人から375万人に、女性が228万人から354万人に増加している(図表5)。こちらも人口比でみた割合は上昇傾向となっている。背景として、前述の親子別居の理由でも挙げた社会的価値観の変化として、結婚しないという選択、子どもを持たないという選択による面が指摘できる。

第3に、実家で一人住まいの高齢者が増えている。図表4および図表5における配偶者なしで示した部分は、高齢者自身が配偶者と死別または独身で、子どもは別居、またはいない可能性を表しており、その数は男女で差はあるものの、いずれも増加傾向にある。

(図表4) 子どもが「同一市区町村外」に別居する65歳以上の者



(図表5) 子どもがいない65歳以上の者



4. 「多死社会」で直面する相続の課題と対応の方向性

多死化が進むなかで、相続資産の拡大が見込まれる一方、社会や家族のあり方が変化していることを踏まえると、今後、相続においてはどのような課題が出てくるだろうか。以下では、主な課題とその対応の方向性について三つの観点から整理する。



(1) 相続資産の移転増加

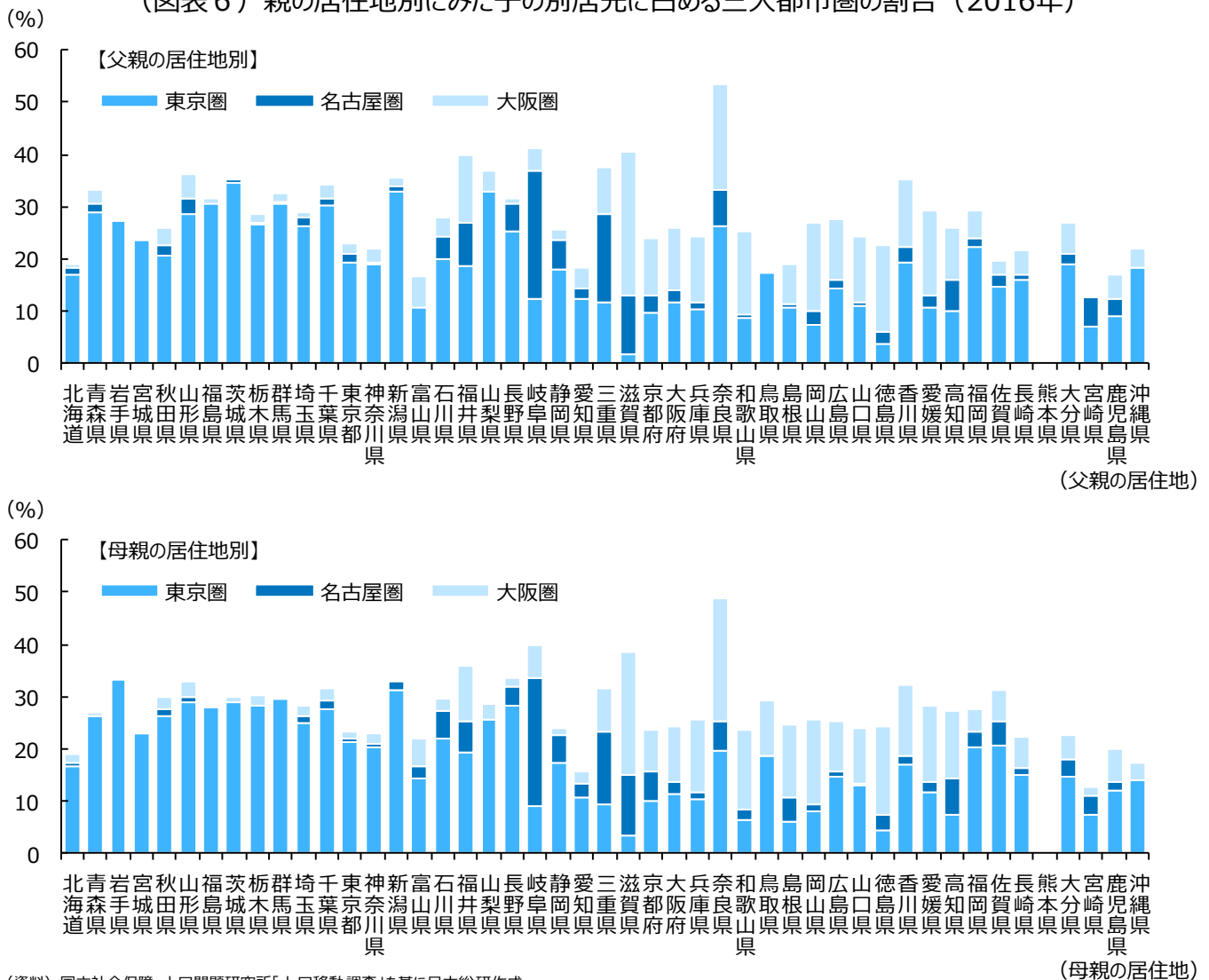
① 課題：東京を中心とする都市圏へ相続資産が移転

高齢者である親と離れて暮らす子どもが増えていることから、親が亡くなり相続が発生した場合、親から子へと相続する資産は異なる自治体へ移転するケースが増えると予想される。

子どもと離れて暮らす親が住んでいる都道府県別に、子どもの別居先のエリアをみると、①親が住む都道府県の多くで2～3割の子どもが三大都市圏（東京圏、名古屋圏、大阪圏）に別居していることがわかる（図表6）²。より子細にみると、②子どもが名古屋圏に別居するケースでは、親の居住地は中部から北陸地方など比較的限られたエリアが大半である。③子どもが大阪圏に別居するケースでは、親の居住地は関西のほか中国から四国、九州地方の広く西日本に分布している、④子どもが東京圏に別居するケースでは、親の居住地は全国の幅広い都道府県に分布している、といった特徴が指摘できる。

こうした状況を踏まえると、多死化により相続資産が増えるとみられるなかで、主に地方に住む

(図表6) 親の居住地別にみた子の別居先に占める三大都市圏の割合（2016年）



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「人口移動調査」を基に日本総研作成

(注) 東京圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県。名古屋圏は、愛知県、岐阜県、三重県。大阪圏は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県。三大都市圏のうち、同じ都道府県に住むケースを除く。熊本県は熊本地震の影響で調査が中止されたため、算出せず。

² 図表4、図表5と異なり、都道府県別に詳細にみることで、高齢者以外も含めたすべての年齢階級を対象としている点に留意が必要。

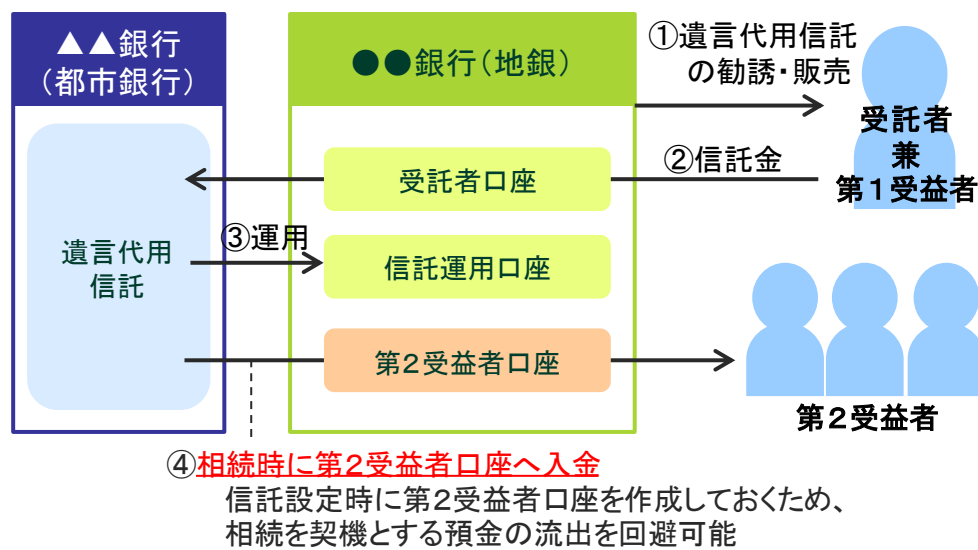
親の資産が相続されることとなれば、そのうち金融資産などの動産は相続人である子どもが住む三大都市圏、とりわけ東京圏への資産移転がこれまでと比べてインパクトを持って進むことが予想される³。

② 対応の方向性：親と子のセットで相続関連サービスの提供を

相続資産の異なる自治体への移転拡大は、財産の引継ぎが家族にとって大きな負担となる。また、金融機関の間での金融資産移転の圧力増大につながり、金融機関が親子の一方しか取引がない場合、地方に住む親の遺産相続が発生した際に、地域金融の担い手である地方銀行にとっては預金流出のリスク、子どもが住む都市部を中心に展開する都市銀行では、預金流入のチャンスがそれぞれ高まることとなる。

それらへの対応として、親と子のセットで金融サービスを提供する視点が重要となる。具体的な取り組みの一つとして、「遺言代用信託」の提供拡大が挙げられる。図表7に示すように、その仕組みは、(i) 地方銀行が都市銀行（信託銀行など）の信託代理店として勧誘・販売、(ii) 都市銀行は、顧客から信託金を受領し、信託を設定、(iii) 都市銀行は、信託金を運用、(iv) 顧客（受託者兼第1受益者（本人＝親））に相続が発生した場合、遺言に従って受取人（第2受益者（本人の家族など＝本人の配偶者、子どもなど））に信託金を交付、となっている。

(図表7) 遺言代用信託の仕組み



(資料) 各金融機関の資料などを基に日本総研作成

この仕組みによって、信託された財産は家族が離れていてもスムーズに引き継ぐことが可能となる。また、金融機関からみると、地方銀行は、自らが提供できない信託商品の顧客提供が可能となるだけでなく、子どもとの接点ができることで、相続を契機とする預金の都市部への流出の引き留めにつなげやすくなる。一方で、大手銀行にとっても、提携先である地方銀行を通じて、自らが取引のない顧客にも信託商品を提供できるといったメリットがある。

一般社団法人信託協会によると、遺言代用信託は、2022年度までの新規受託件数の累計が20.8万件と、集計を始めた2009年度末の13件から着実に普及してきている。多死化の進展で相続資産

³ ちなみに、親が亡くなるケースが増える50歳代を順次迎える就職氷河期世代の相続について試算すると、今後、相続件数が親の住む地方で1,000万件超と都市部のおよそ倍になるなか、都市部へ18.6兆円の金融資産が移転すると見込まれる。

が拡大し、その移転も増えるとみられるなかで、遺言代用信託をはじめとする親子にわたる金融サービスを提供していく必要がある。

(2) 相続した不動産の未利用による空き家の増加

① 課題：地方を中心に空き家が増加するおそれ

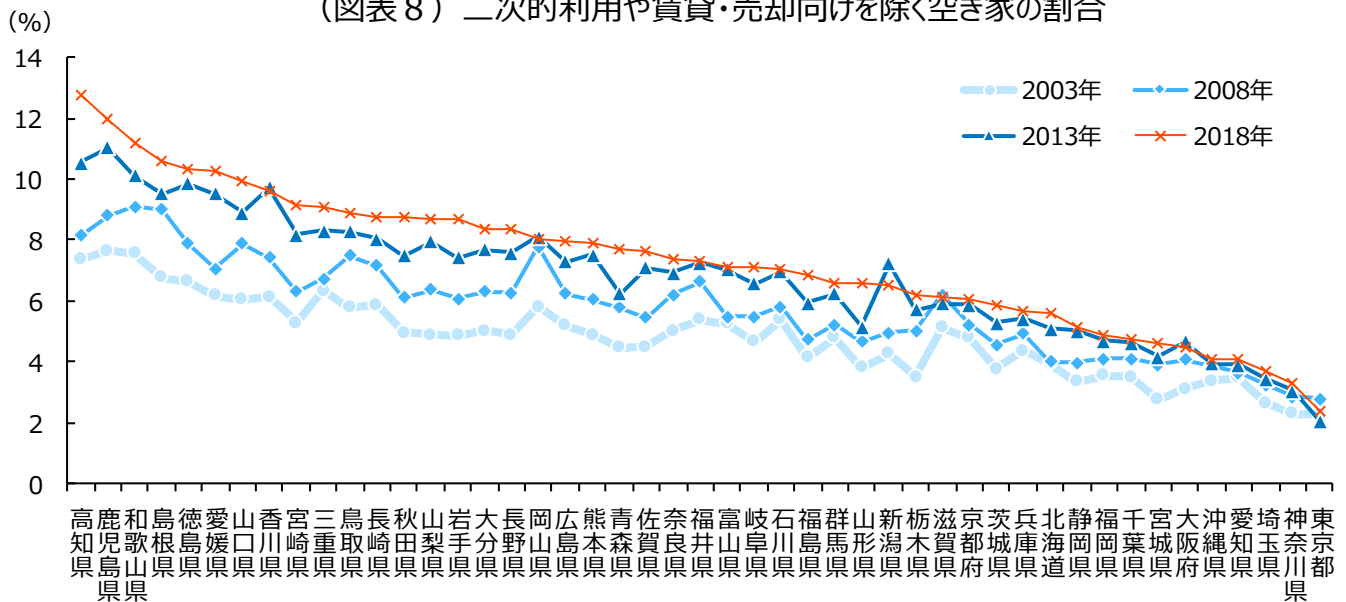
相続資産は現金、株式など金融資産だけでなく、家屋や土地の不動産も含む。もっとも、近年、不動産をめぐっては、家屋や土地がそのまま放置され、空き家となるケースが問題視されている。

2018年には空き家が849万戸あるとされ、賃貸物件の空室などを除き、いわゆる空き家問題として取り上げられる長期不在の空き家は、そのうちのおよそ4割とみられる。こうした空き家が住宅ストック数に占める割合を都道府県別にみると、全体的に上昇するなかで、地方ほどその水準が高いことがみてとれる(図表8)。

この背景の一つに相続が指摘される。例えば、相続人である子どもが、親と別居し都市部で暮らしているようなケースでは、自身が働いている、住宅をすでに購入している、子どもがいるといった理由で、親から家を引き継ぐ形で生活拠点を移すのは難しいなど、金融資産と比べて相続して利用することが困難な面が少なくない。また、親が地方に住む場合、不動産の資産価値が低いとされるなかで、家屋の解体費用もかさむことから処分に困るケースもある。

親子別居が増加傾向にあることを踏まえると、今後は多死化の進展で不動産の相続が増えるとみられ、親が住む地方を中心に空き家の増加が懸念される。空き家は相続当事者にとって不利益になるだけでなく、その周辺の不動産価値や治安の悪化、さらには自治体の財政悪化にもつながり得る問題である。

(図表8) 二次的利用や賃貸・売却向けを除く空き家の割合

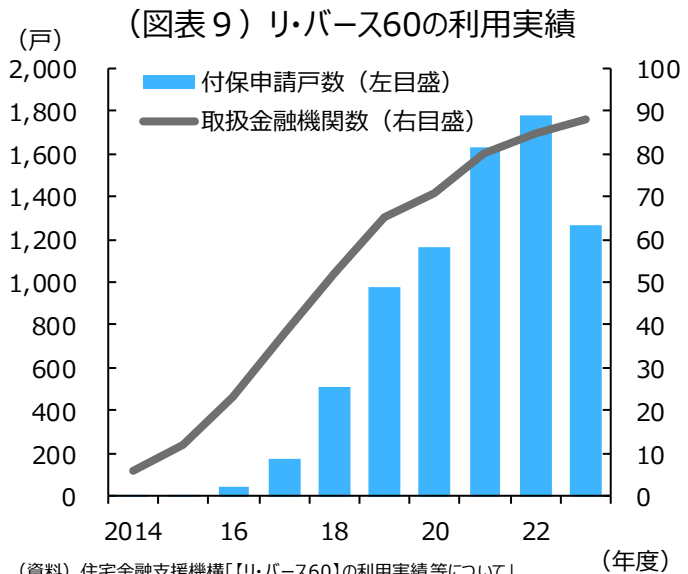


(資料) 国土交通省「住宅・土地統計調査」を基に日本総研作成 (注) 各都道府県の住宅ストック数に占める空き家の割合。

② 対応の方向性：官民連携でリバースモーゲージや空き家バンクが利用しやすい環境を

相続資産である不動産が手つかずのまま空き家となるのを防ぐための金融商品の一つに、リバースモーゲージ型の住宅ローンが挙げられる。例えば、住宅金融支援機構と金融機関が提携して提供する「リ・バース60」は、土地や建物を担保として融資を受けて、債務者は毎月の利息のみを支払う。死亡後に担保物件を売却することで残債務に満たなくても相続人は返済不要となることから、

空き家発生の抑制につながることを期待できる。実際に、リ・バース60の利用実績をみると、申請戸数、取扱金融機関数ともに着実に増加している(図表9)。また、住宅金融支援機構のアンケート調査では、同ローンの利用を決めた理由として、利用者の34%が「相続人に住宅を残す必要がない」と、被相続人が相続した不動産が空き家となるのを避けたいととれる点を挙げている。一定の負担をしつつ、相続時の不安を和らげるこうした金融商品へのニーズは今後も高まると予想され、利用を後押しする取り組みが必要である。昨年夏には、香川県高松市が利用者に対して補助金を交付する制度を始めるなど、インセンティブを付与する形で、金融機関と自治体の連携を広げていくのも一案である。



(資料) 住宅金融支援機構「リ・バース60の利用実績等について」
 (注1) 2023年度は10~12月期までの累計。
 (注2) 2017年度からノンリコース型を導入。付保申請とは、住宅融資保険を付保するために、事前に取扱金融機関から機構に申請があったもの。

また、自治体が運営する空き家バンクや、国の相続土地国庫帰属制度を活用して、不要な不動産を引き継いでもらう方法もあるが、課題も少なくない。自治体運営の空き家バンクは全国の8割が参加しているものの、総じて情報量が少なく、登録してもすぐに売れないといった指摘がある。不動産を手放したい売り手だけでなく、その地に住みたいとする買い手の掘り起こしと両者のマッチングを最適化する環境を整えていくことが重要である。それには、自治体のノウハウだけでは対応に限界があり、例えば、地元根付いた不動産事業者のほか、膨大な顧客データを持つ金融機関などがその役割を担うことができると考えられる。こうした実践的な知識や専門性を有するNPO団体や民間企業との連携を一段と進めていくことがカギとなる。一方、相続土地国庫帰属制度は、家屋がある場合は取り壊す必要があり、審査手数料や承認後の管理費用など手続きや金銭面での負担がハードルとなっている。実際に、2023年4月27日に制度が始まって以降、今年1月末時点で相談件数が2万件を超えるなど関心は高い一方で、申請件数は1,661件にとどまっている。制度の実効性を高めるには、国が実情に沿って制度面での改善を進めていく必要がある。

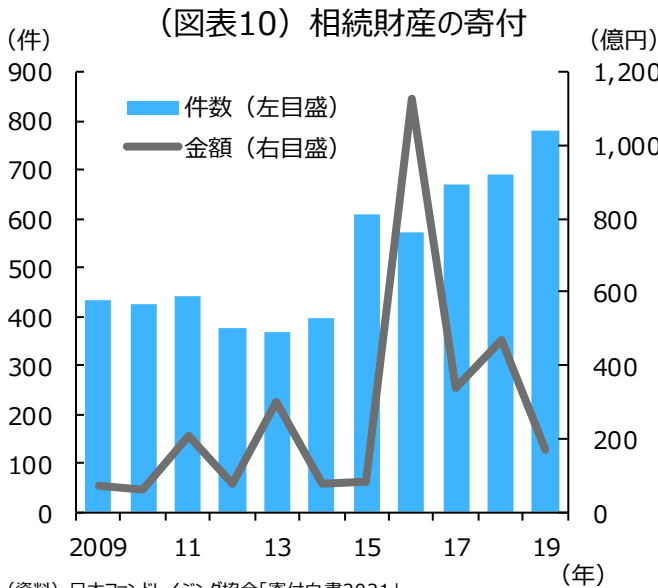
(3) 遺贈寄付という新たな相続への関心拡大

① 課題：家族減少、社会貢献への意識から寄付が選択肢の一つに

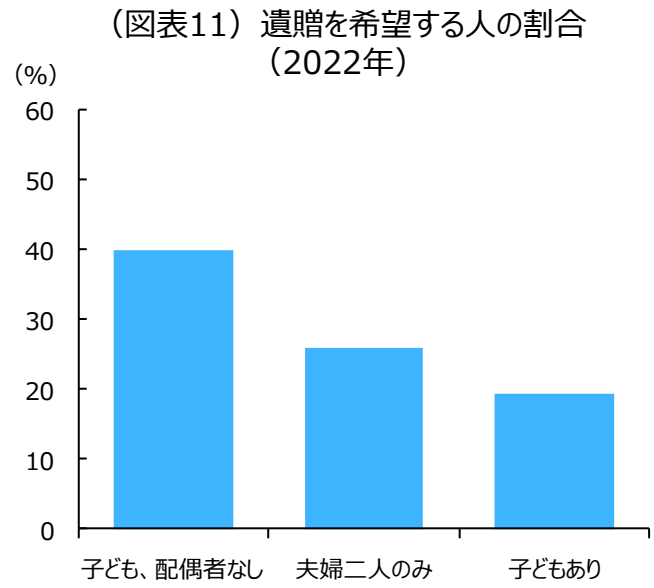
近年、新たな相続の動きとして遺贈寄付が注目されている。NPOの日本ファンドレイジング協会がまとめた「寄付白書」によると、相続財産の寄付について、金額は上下の変動がみられるものの、件数は近年増加傾向にある(図表10)。また、公益財団法人日本財団の調査では、60~70歳代の約4分の1が遺贈寄付への関心があると指摘している。

相続における寄付に関心が高まっている背景の一つとして、独身であったり子どもを持たない、すなわち自身の資産を引き継ぐ対象者がいない高齢者が多いことが指摘できる。また、東日本大震災やコロナ禍をきっかけに自身の財産を社会のために役立てたいという社会貢献への意識の高まりも後押ししているとみられ、身近に相続人がいる・いないに関わらず寄付に関心を持つ高齢者も少

なくない。日本財団の同調査では、子どもや配偶者がいない人、すなわち独身では約4割が遺贈を希望しているが、夫婦二人のみ、子どもがいる人においても、2割前後存在する（図表11）。自身の資産を寄付する動きは、家族の形態に関係なく、今後相続における選択肢の一つとなっていくと考えられる。



(資料) 日本ファンドレイジング協会「寄付白書2021」
(注) シーズ・市民活動を支える制度をつくる会が国税庁に対して開示請求した資料を基に作成したデータ。

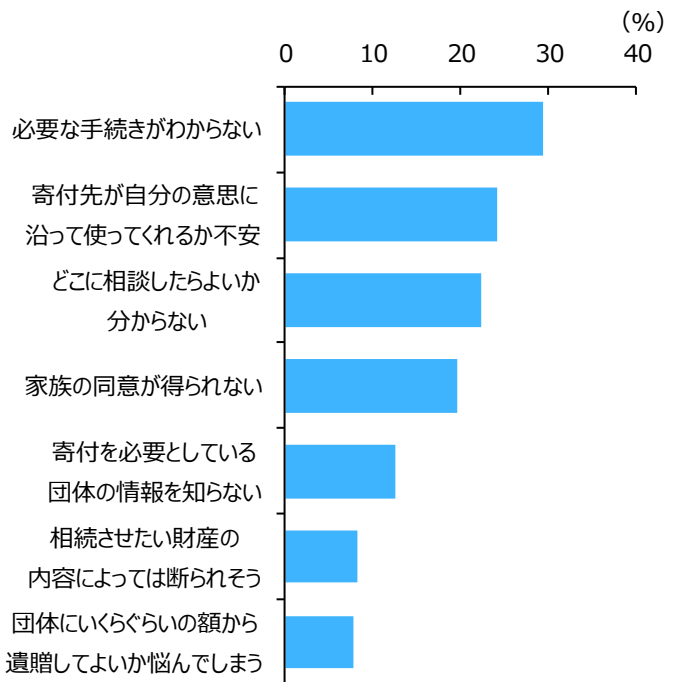


(資料) 日本財団「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査要約版」
(注) 60～70歳代の男女2,000人を対象。

② 対応の方向性：手続きや使い道に関する不安の払しょくを

遺贈寄付は、相続における新たな選択肢の一つとして近年注目されてきているが、実際に行う際には不安を抱える人が多い。前述の日本財団の調査によると、遺贈寄付の意向や関心がある層のなかで問題点と感じていることとして、まず、どの団体にどうすれば実際に寄付できるのかなど、手続きを中心としたものが挙げられる（図表12）。これについては、金融機関が果たせる役割は大きく、財産を遺贈寄付したい人の相談の窓口となる自治体や団体と協定を結び、サポートする動きが増えている。また、金融機関の顧客が同様の相談に来た場合に、遺贈寄付の支援を提供する団体へ紹介するような業務提携もみられる。こうした官民のネットワークを広げていくとともに、金融機関としてはセミナーを通じた顧客への情報提供や、寄付先の充実など商品の拡充を通じて、遺贈寄付する人の希望をかなえられるような環境を整えていく必要がある。

(図表12) 遺贈で問題となりそうなこと (2022年)



(資料) 日本財団「遺言・遺贈に関する意識・実態把握調査要約版」
(注) 60～70歳代の男女2,000人を対象。複数回答可で、上位回答を抜粋。

また、実際に自分の財産が希望通りに活用されるのか・されたのかなど使い道を中心とした不安の声もみられる（同図表 12）。こうした不安を解消するには、寄付先となる団体の透明性を確保するとともに、分かりやすい情報発信を続けていくことが欠かせない。寄付の受け取り手となる非営利組織の信頼性や透明性については、日本非営利組織評価センターが定める評価基準を満たした団体に「グッドガバナンス認証」を与える制度がある。遺贈寄付への関心が高まるなか、こうした情報を必要に応じて知ることができるよう、遺贈寄付のサポートに携わる団体や金融機関などがその提供に努めていくことも重要である。

5. おわりに

わが国では、今後、多死化がさらに進むことで年間約 50 兆円もの相続が発生すると見込まれる一方、相続を巡っては、資産の移転増加、空き家の増加、寄付という新たな相続の拡大など、さまざまな課題が存在する状況にある。これらに対して適切な対応を講じなければ、そのインパクトが大きいだけに、個人だけでなく社会全体に対しても大きな負の影響が生じかねない。そうした事態を避け、むしろ社会的厚生の上昇や新たなビジネスチャンスにつなげていくためにも、政府や自治体による環境整備と、金融機関、関連団体による適切な金融商品やサポートの提供といった、官民それぞれ、または協力する形での取り組みが必要とされている。

相続はライフイベントのなかで誰もが経験する、避けては通れないものである。それだけに、今後見込まれる多死社会において、被相続人にとって、これまで築いてきた資産を望む形で、次の世代または広く社会に引き継ぐことができる、また、相続人にとって、相続にまつわるさまざまな不安や負担を和らげる仕組みを整えることが望まれる。

以 上

参考文献

- 立岡健二郎 [2012] . 「《税・社会保障改革シリーズ④》相続資産額の規模は年間約 37 兆円～求められる相続税の本質的かつ定量的議論～」『政策観測』No51、日本総合研究所、2012 年 8 月